

西山美久著『現代ロシアの歴史認識論争 : 『大祖国戦争史観』をめぐるプーチン政権の思惑』

竹内, 大樹
舞鶴工業高等専門学校人文科学部門 : 助教

<https://doi.org/10.15017/7410578>

出版情報 : 政治研究. 73, pp.137-144, 2026-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



西山美久著『現代ロシアの歴史認識論争——「大祖国戦争史観」をめぐるプーチン政権の思惑——』

(慶應義塾大学出版会 二〇二五年、三八四頁＋二
三頁)

竹内 大樹

はじめに

本書は、多民族国家・ロシアを統合する過程で、プーチン政権が喧伝してきた「大祖国戦争史観」の諸相を、実証的に分析した著作である。「大祖国戦争史観」とは、著者・西山美久氏による造語で、「(評者注：独ソ戦における)欧州『解放』といったソ連の貢献と、そのために払われた多大な犠牲を強調するプーチン政権の歴史観」(三頁)と定義される。

本書の概要

本書は、序章と終章のほか、八つの章と一つの補論から構

成されている。

序章では、プーチン政権の「大祖国戦争史観」をめぐる先行研究が整理されるが、その多くが分析対象をロシア国内に限定してきた点が批判的に検討される。その上で著者は、歴史認識をめぐる対立が激化する中で、プーチン政権が多国間枠組みの活用や、共通の記憶を有するCIS諸国との連携を強化してきた点に着目する。そして、欧州諸国や国際機関の異議申し立てを射程に入れつつ、「大祖国戦争史観」を正当化するための諸実践を解明することに独自性があるとする。

第一章では、現代ロシアにおいて「大祖国戦争での勝利」がいかなる意味を持つかが論じられている。プーチン政権は、ソ連解体後に生じたアイデンティティ・クライシスに対処するため、国民統合の理念として愛国主義に着目し、その中心に大祖国戦争の記憶を据えることで、国民的神話を形成してきた。その過程では、ソ連による「欧州の解放」や「犠牲」が強調されていた。このように、プーチン政権下において、大祖国戦争史観が「ロシアのアイデンティティの核的要素」と化したことが示されている。

第二章では、プーチン政権の「大祖国戦争史観」に対してラトヴィア、エストニア、ポーランド、チェコが講じた対抗措置と、それらの対抗措置に対するロシアの反応について分

析がなされている。ラトヴィアとエストニアは、一九四〇年にソ連へと「併合」されて以降、「独立回復」に至るまでの約五〇年間を「ソ連による違法な占領時代」と位置づけ、他方、ポーランドとチェコはいずれもソ連に「併合」されることはなかったが、社会主義体制下に置かれた経験を有している。ポーランドは「ソ連の抑圧」を強調しつつ、ソ連兵記念碑の撤去を進めている。他方で、チェコについては、ソ連兵記念碑に対する態度は抑制的であるとされてきたが、自治体レベルではその撤去が進行している。こうした動きに呼応するかにように、欧州議会やOSCEなどの欧州の国際機関も、ロシアの「大祖国戦争史観」に異議を唱えるようになり、欧州議会はナチズムとスターリニズムを同列視する立場を明確にした。これに対しロシアは、歴史の「歪曲」への対抗を外交・安全保障上の課題と位置づけ、これを公式文書やソフト・パワー戦略に反映させている。そして、第三国との協力や国際機関における活動を活性化させることによって、自らの正当性を発信している。

第三章から第五章では、第二章で明らかにされた欧州からの異議申立てに対し、プーチン政権がどのように「大祖国戦争史観」の正当化を図ってきたのか検討が加えられている。

第三章では、プーチン政権が「大祖国戦争史観」を対外的

に発信する主要な舞台として、国連を重視してきた過程について論じられている。ロシアは、二〇〇四年に国連人権委員会へ人種主義やゼノフォビアの助長を禁じる決議案を提出し、これを賛成多数で可決させたが、その背景には、ラトヴィアでナチス・ドイツの武装親衛隊に関わる記念日が制定されたことへの強い反発があった。こうした動きはロシアにとつて「近い外国」における歴史認識の対立を象徴するものであり、「大祖国戦争史観」を掲げるプーチン政権を刺激したとされる。しかし、同決議の採択後も武装親衛隊元兵士をめぐる活動は継続し、エストニアなどでも同様の動きが確認された。そこでロシアは、ソ連が大きな役割を果たしたアウシュヴィッツ強制収容所の解放に注目し、反ナチズムを前面に押し出す戦略へと舵を切っていく。戦勝六〇周年を迎えた二〇〇五年以降、ロシアは活動の主戦場を人権委員会から、全加盟国が参加する国連総会へと移し、反ナチズムや歴史的記憶をテーマとする決議案を毎年のように提出するようになった。これらの決議は概ね賛成多数で採択され、ロシアは国連を通じて自らの歴史認識を国際社会に訴え続けてきた。さらに、ニュルンベルク裁判六十五周年を迎えた二〇一〇年以降、ロシアは同裁判の歴史的意義を強調し、二〇一二年以降は決議案の名称にも「ナチズム」を盛り込むことで、ナチズムと

の闘争を自国の歴史認識の中核に据えている。他方で、欧州議会もネオファシズムの台頭を懸念する決議を採択したが、ロシアが提出した反ナチズム決議案には、表現の自由への配慮や国内問題への言及を理由に欧州諸国が棄権する場面も見られた。本章の議論からは、ブーチン政権が国連を舞台としつつ、反ナチズムといった普遍的価値を通じて「大祖国戦争史観」の国際的正当化を図ってきた姿が浮かび上がる。

第四章では、「共通の記憶」をめぐるロシアとC I S 諸国との関係強化について分析がなされている。ブーチンは、旧ソ連諸国のうち、歴史認識をめぐって対立関係にあるバルト諸国を除き、C I S 諸国とは戦勝という「共通の歴史」を共有していると捉えている。そして、これら諸国との協力関係を通じて、「大祖国戦争史観」の正当性を国際社会に向けて発信しようとしており、特に節目の年（六十周年、六十五周年など）には、首脳会合や国際会議、共同声明を重ね、戦勝の記憶をC I S 諸国全体の共有財産として位置づけている。他方で、C I S 諸国の多くでは戦勝が肯定的に記憶され、自民族の貢献を誇りつつもソ連全体の勝利として理解されている。国や地域による温度差はあるが、戦勝が依然として重要な象徴である点は共通している。こうした状況のもと、欧州諸国との対立が先鋭化する中でも、ロシアはC I S 諸国との協力

を継続し、記念碑保護や歴史の「歪曲」への対抗を掲げて連帯を強めてきた。本章は、「大祖国戦争史観」がC I S 諸国との協力を重要な基盤として形成されてきたことを示している。

第五章では、欧州諸国との歴史認識をめぐる対立が深まる中で、ブーチン政権がドイツ、イスラエル、中国といった第三国との協力を通じて「大祖国戦争史観」の正当化を図ってきた過程が分析されている。まず、ロシア・ドイツ関係現代史共同研究委員会が取り上げられ、共通歴史教科書の編纂など学術的成果を通じて、「非政治的」な歴史対話を装いながら政権の立場が補強されてきた点が指摘される。政権幹部が出版事業に祝辞を寄せたことは、こうした枠組みが政治的意味を帯びていたことを示している。次に、ロシアはホロコーストの記憶を重視するイスラエルに接近し、ナチズムとの闘争という共通項を強調することで、「大祖国戦争史観」を反ナチズムという普遍的価値に接続してきたことが論じられる。さらに、中国との協力においては、第二次世界大戦の勝者としての立場を共有し、歴史の「書き換え」に反対する姿勢を首脳会談や共同声明で確認してきた点が分析される。本章は、ブーチン政権が歴史認識問題において対立と協力を使い分け、第三国、とりわけ中国との連携を通じて、自国の正当性

を国際的に構築してきたことを明らかにしている。

補論では、第二次世界大戦の記憶をめぐるロシアと中国の歴史認識の連動と、日本に向けられる言及が、二〇一〇年代以降どのように展開してきたのが論じられている。二〇一三年以降、ロシア外務省や国営メディアは靖国神社参拜問題を繰り返して取り上げ、日本の歴史認識を軍国主義と結びつけて批判してきた。一方で、戦勝八〇周年に至るまで、プーチン大統領自身が日本に直接不満を示した事例は確認されていない。二〇一五年の戦勝七〇周年以降、ロシアと中国は共同声明や記念行事を通じて、「反ファシズム戦争の勝利」と「共通の記憶」を強調し、ナチズムおよび軍国主義との闘争を前面に押し出してきた。こうした動きの中で、日本は歴史認識をめぐる文脈で言及され、ロシアは中国側の対日認識を国際社会に向けて発信している。本補論は、露中の歴史認識上の協調が対外的メッセージとして機能している点を明らかにしている。第六章から第八章までは、ロシア国内で起きた歴史認識を巡る諸問題に対し、どのようにプーチン政権が対処し「大祖国戦争史観」の正当性を擁護してきたのか検討されている。

第六章では、一九四一年のモスクワ防衛戦で英雄的活躍を遂げたとされる「パンフィーロフの二八人」をめぐる論争を

分析対象とし、戦勝神話の正当性がいかにして維持・強化されてきたのか分析されている。「パンフィーロフの二八人」は、ソ連時代から祖国防衛の象徴的英雄として称揚され、記念碑の建立や教科書への記載を通じて国民的記憶として定着してきた。しかし二〇一一年、ロシア国立公文書館長セルゲイ・ミロネンコが、軍最高検察の報告書を根拠に、二八人の英雄的物語が記者によって創作された架空の物語であると発言したことで、大きな波紋が広がった。この発言は、大祖国戦争史観の根幹を揺るがしかねないものであり、政権や愛国主義的立場の人物から強い反発を招いた。これに対し、退役軍人や歴史家、さらには文化相ウラジーミル・メディンスキーらが中心となり、「パンフィーロフの二八人」を擁護する言説が展開された。彼らは、二八人という数字の正確性を問題にするよりも、祖国防衛に尽力した師団全体の功績や、戦時下での英雄的行為の象徴性を重視すべきだと主張した。メディンスキーはメディアや会合の場でミロネンコを批判し、歴史の「歪曲」に対抗する姿勢を鮮明にした。こうした中、ミロネンコは二〇一六年に公文書館長を辞任するに至る。また同年、ロシア連邦公文書総局が大統領直属組織へと改組され、歴史資料の管理がより強く政権の統制下に置かれた。さらに、文化省の支援を受けて映画『パンフィーロフの二八人』

が製作・公開され、高い関心を集めるなど、文化政策を通じて英雄物語の再生産も進められた。プーチン自身も同映画を鑑賞するなど、象徴的な形で擁護の姿勢を示している。本章では、プーチン政権が国内における異論を封じ込めつつ、「大祖国戦争史観」をロシアのアイデンティティの中核として維持するため、政治的・制度的・文化的手段を総動員してきたことが明らかにされている。

第七章では、ロシア連邦共産党によるスターリン再評価の動向を通じて、プーチン政権下の歴史認識問題が分析されている。ソ連解体後、スターリンは大粛清や強制収容所といった負の側面から否定的に語られてきたが、二〇〇〇年代以降、世論調査では評価の変化が見られるようになった。多くの国民は政治弾圧を否定しつつも、大祖国戦争を勝利に導いた指導者としてのスターリン像を肯定的に捉えており、その認識は両義的である。こうした世論を背景に、共産党は愛国主義と社会主義的価値を結びつけ、スターリンを工業化と戦勝を成し遂げた国家指導者として再評価してきた。党首ジュガーノフは、現政権が戦勝を語る際にスターリンの役割を十分に評価していないと批判し、党機関紙や集会、戦勝記念行事を通じてスターリン像を前面に押し出している。これに対し、プーチン政権は戦時指導力を一定程度認めつつも、政治弾圧

の犠牲を忘れてはならないとする慎重な立場を維持しており、両者の歴史認識には差異が見られる。こうした対立は、ペンザ州やノヴォシビルスク市での胸像設置など、地方レベルで具体的な行動として表出している。本章は、スターリン再評価をめぐる動向が、体制正当化や政治的競合と結びついた「記憶の政治」であり、ロシア社会における歴史認識の多層性を示す重要な事例であることを明らかにしている。

第八章では、「大祖国戦争史観」についてロシア国内で噴出した異論を封じ込めるべく、プーチン政権が各種法律を改正し罰則を強化することで、歴史認識を統一する過程について論じられている。ロシアでは歴史解釈をめぐる問題が、欧州諸国との対立のみならず国内政治の核心に位置づけられ、政権は法改正を通じて「正しい歴史観」を固定化してきた。二〇〇〇年代後半から、与党「統一ロシア」を中心に「ナチズムの復権」を防ぐとの名目で、ソ連史や大祖国戦争の評価を否定・相対化する言動を処罰する動きが強まった。二〇一四年の刑法改正では、ソ連の戦争行為をナチスと同一視する表現や戦勝の意義を否定する言説が犯罪化され、歴史研究や言論の自由に直接的な制約が加えられた。さらに、記念日、記念碑、教育内容、メディア報道に至るまで国家が定めた歴史解釈への同調が求められ、違反は摘発や訴追の対象と

なった。当初は象徴的・限定的だった法の運用は、二〇一〇年代後半以降に件数を増やし、二〇二二年のウクライナ侵攻以降は急速に強化された。結果として、歴史は学問的検証の対象ではなく、国家の正当性を支える政治資源として法によって管理されるようになり、「法律が歴史解釈を統べる」体制が確立したと結論づけられる。

終章では、本書全体の議論を総括し、プーチン政権にとつての「大祖国戦争史観」がいかに現在の政治と戦争を支える基盤となっているかを明確にする。ロシアは大祖国戦争における勝利の記憶を国家的資源として再構成し、スターリニズムの暴力や周辺国の被害を周縁化しながら、反ナチズムを道徳的正統性の根拠としてきた。この記憶の政治は、国家安全保障や外交理念と結びつき、ウクライナ全面侵攻において露骨な動員装置として機能している。一方で、国際社会や周辺地域では異なる歴史認識が対抗的に存在し、ロシアの歴史観は深刻な摩擦を生んでいる。終章は、戦争を理解するために現在の出来事だけでなく、記憶をめぐる政治闘争を批判的に捉える視点が不可欠であることを示して締めくくられる。

コメント

本書の最大の学術的貢献は、「大祖国戦争史観」をロシア国内における記憶政治の問題としてではなく、国際政治の場において展開される多国間実践として捉え直した点にある。従来の研究が、愛国主義動員や記念行事、教育・文化政策といった国内的側面に分析の重点を置いてきたのに対し、西山氏は、欧州諸国との歴史認識をめぐる対立、国連における活動、C I S 諸国や第三国との協力関係を丹念に追うことで、プーチン政権の歴史政治が国際秩序のなかで戦略的に構築・運用されてきた過程を明らかにしている。本書は、著者も強調しているように、「大祖国戦争史観」をめぐる議論に多国間の視座を導入した点で、先行研究に対して重要な理論的・実証的前進をもたらすものである。

評者の関心からとりわけ注目されるのは、本書が描き出す「大祖国戦争史観」が、単なる過去の解釈をめぐる言説ではなく、現代ロシアにおける国家建設と密接に結びついた政治実践として機能している点である。第六章から第八章にかけて示されるように、英雄神話をめぐる論争、スターリン再評価をめぐる政治的競合、さらには法改正を通じた異論の封じ込めは、いずれも「正しい歴史」をめぐる争いであると同時に、

国家の正統性と国民統合の在り方をめぐる闘争でもある。とりわけ、国内の異論が制度的・法的に管理されていく過程は、「大祖国戦争史観」がロシアのアイデンティティ形成において中核的地位を占めている点を端的に示している。

また、本書は、歴史認識が法によって統制されていく過程を、具体的事例を通じて描き出している点でも示唆に富む。刑法改正による歴史解釈の犯罪化や、記念碑・記念日・教育内容に対する国家の関与は、歴史が学術的検証の対象であることを超え、国家の正当性を支える政治資源として制度的に管理されていることを示している。この意味で、本書は、現代ロシアにおいて「法律が歴史解釈を統べる」体制が形成されつつあることを、実証的に裏付ける重要な素材を提供していると言えよう。

以下では、評者の疑問点について、二点ほど指摘したい。第一に、ロシアが喧伝する「大祖国戦争史観」が、ロシアに対して対立的な姿勢をとるバルト諸国に居住する、しばしばロシアに親近感を抱くとされるロシア語系住民に対して、どのように作用しているのかという点である。

第二章・第三章では、バルト諸国とロシア、さらには欧州諸国・国際機関との間で生じている歴史認識をめぐる対立が精緻に分析されている。第四章では、ロシアがCIS諸国と

の連携を通じて、戦勝の記憶を「共通の歴史」として国際社会に発信してきた過程が明らかにされており、この点については十分な検討がなされている。

他方で、本書の分析は主として国家間関係や外交実践の次元に焦点を当てており、「大祖国戦争史観」が、バルト諸国のマイノリティ集団であるロシア語系住民によって、どのように受容され、いかなる社会的意味を持つているのかについては、必ずしも正面から論じられていない。ラトヴィアのように、国家単位ではロシアと対立的に見える場合であっても、現地のロシア語系住民の間では、「大祖国戦争史観」と親和的な記憶が保持されていることが指摘されている¹⁾。ロシアが大祖国戦争の記憶を動員してきたことを踏まえるならば、バルト諸国におけるロシア語系住民のアイデンティティ形成や社会的関係にいかなる影響を及ぼしているのかを、ミクロな社会レベルから検討する余地は大きいと言えよう。

第二に、近年ロシアが喧伝している国家観である「国家―文明」と「大祖国戦争史観」との関係である。西山氏も強調しているように、「大祖国戦争史観」は、現代ロシアの「愛国主義」を構成する不可分な要素の一つである。さらに、それは「諸民族の自発的結合」を謳う多民族国家であったソ連における諸民族の犠牲と貢献を強調することで、表向きには多

民族的記憶や諸民族平等を前提とする語りとして提示されてきた。他方で、二〇一二年以降に前景化した「国家—文明」(осударство-цивилизация)「概念は、多民族性そのものを否定するものではないが、ロシア民族とロシア民族文化に規範的中心性を与える国家観として機能している。この国家観の下では、諸民族の共存は認められる一方で、国家の中核を担う主体としてロシア民族が特権的地位を占めることが前提とされており、多民族性は必ずしも対等な関係として構想されているわけではない⁽ⁱⁱ⁾。

この点に照らすと、多民族的記憶と諸民族平等を強調する「大祖国戦争史観」と、序列化された多民族性を前提とする「国家—文明」とのあいだには、一定の緊張関係が内在していると考えられる。両者は、機能的には愛国主義動員と国家正統性の補完的装置として結びついているものの、規範的次元においては必ずしも自明に整合的とは言えない。

本書は、主として歴史政治の実践過程に焦点を当てることで、「大祖国戦争史観」がいかに国内外で展開されてきたのかを明らかにしているが、上述の新たな国家観との関係については、必ずしも理論的に整理されていない。特に、「大祖国戦争史観」が多民族的記憶を動員する言説として維持されつつ、同時に「国家—文明」という枠組みのもとでロシア民族中心

の国家秩序が強化されていく過程をどのように理解すべきかは、今後の検討課題として重要であると言えよう。

以上の点は、本書の分析枠組みの限界を示すものというよりも、むしろ西山氏の実証的研究が提示した成果を、現代ロシアの国家建設や国民統合の理論的議論へと接続していくための論点として位置づけられるべきであろう。

脚注

(i) ラトヴィアのロシア語系住民の歴史認識について触れた(ラトヴィア) Cheskin, Ammon. "The Democratization of History and Generational Change" (Chapter 6). In *Russian-Speakers in Post-Soviet Latvia: Discursive Identity Strategies*. Edinburgh: Edinburgh University Press, 2016. 129-148.

(ii) 二〇一二年以降の国家観の変容に触れたものとして、Kolsto, Pål. "The ethnification of Russian nationalism." In *The New Russian Nationalism: Imperialism, Ethnicity and Authoritarianism 2000-15*, edited by Pål Kolsto and Helge Blaksrud. Edinburgh: Edinburgh University Press, 2016. 18-45.